

津山信用金庫 女性活躍推進法に基づく行動計画

2022年3月10日

当金庫は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」を、次の通り作成しています。

1. 計画期間

2022年4月1日～2027年3月31日（5年間）

2. 当金庫の課題

職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境整備としての男性職員の育児への参画

3. 目標

計画期間内において、育児休業等や子供が産まれる際の休暇の取得率を以下の水準にする。

- ・男性職員50%以上
- ・女性職員90%以上

4. 取組内容等

- ・2022年4月～ 育児休業関連法改正の内容周知に合わせ、研修等により育児休業等や子供が産まれる際の休暇等の周知を図る
- ・2022年4月～ 職員本人または配偶者の出産についての申出に対し、各種制度の説明と休暇取得等の意向確認等をきめ細かく実施する。
- ・2022年10月～ 育児休業等に関する新たな取り組み（外部機関との連携等）を検討する。

以上